

健康保険で受けられる禁煙治療

タバコやめたいな・・・



禁煙治療は一定の要件を満たし、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めた場合に健康保険が適用され、窓口での自己負担額も軽くなります。



禁煙補助薬を使って楽に禁煙しましょう

～保険適用の条件～

① すぐにも禁煙しようと考えている

[ニコチン依存症を判定するテスト TDS \(Tobacco Dependence Screener\) | すぐ禁煙.jp | ファイザー](#)

② ニコチン依存症を判定するテスト (TDS) で5点以上

③ 35歳以上の方は (1日の喫煙本数×喫煙年数) が200以上*

例えば、45歳の方で25歳から1日15本喫煙している場合は、
 $15 \text{ (本)} \times 20 \text{ (年)} = 300$ であり、対象となります。
35歳未満にはこの要件はありません。

④ 医師から受けた禁煙治療の説明に同意

説明内容に納得したときは、文書で同意します。

⑤ 前回の禁煙治療から1年が過ぎている

*：加熱式タバコは以下の算出方法となります。

- ・タバコ葉を含むスティックを直接加熱するタイプ：スティック1本を紙巻タバコ1本として換算
- ・タバコ葉の入ったカプセルやポッドに気体を通過させるタイプ：1箱を紙巻タバコ20本として換算

標準的な禁煙治療のスケジュールは12週間にわたり合計5回*の診察が行われます。

初回診察

2回目

3回目

4回目

5回目
最終診察

START

2

週間後

4

週間後

8

週間後

12

週間後

*：2～4回目は、情報通信機器による診療（オンライン診療）[†]が可能です。

[†]：情報通信機器による診察の場合、呼気一酸化炭素濃度測定は省略されます。

禁煙外来、相談のお問い合わせは **ボッシュ健保** (代) 0493-22-0890